

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公  
告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年5月27日 静岡地方法務局袋井支局 登記官 大場哲也

記

1 手続番号

第0831-2024-4024号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

袋井市村松字菱鶴1372番8